
検査結果事例集の公表について ～監査役等への期待～

日本監査役協会

2017年12月4日、7日

公認会計士・監査審査会

会長 廣本 敏郎

本日の構成

- 審査会のモニタリング結果のフィードバック
 - 検査結果指摘事例集（平成20年～）
 - 検査結果通知書（平成27年以降開示の拡充）
 - モニタリングレポート（平成28年～）
- グローバル経済における監査品質向上への取組み
 - IFIARの発足と常設事務局の設置
 - 監査役等とのコミュニケーション

審査会のモニタリング結果の フィードバック

事例集の公表

- 審査会は、平成16年4月の発足以来、公益の確保及び投資家保護の観点から、監査事務所等への検査を実施しているが、監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促進することを主眼に、平成20年から「事例集」を作成・公表している。
 - 検査で指摘した主な事例を紹介することによって、他の事務所の失敗を「他山の石」としていただくという趣旨で始まり、当初は…
(続く)

事例集の公表（続）

- 「監査の品質管理に関する指摘事例集」と呼んでいたが、平成24年版から「監査事務所検査結果事例集」と現在の名称に変更するとともに、単に指摘事例を紹介するだけでなく、監査品質に対する審査会の期待水準を提示するようになった。
- また「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みの促進」に加えて、「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」を… （続く）

事例集の公表（続）

－事例集の目的とした。

- ・「本事例集が、品質管理のシステムの整備・運用に努める監査事務所において参考資料として積極的に活用されるとともに、被監査会社の監査役をはじめとする資本市場関係者において、外部監査の実態の把握等のために広く参照されることを期待している。」（24年版事例集より）

期待水準の提示

- 全体を「品質管理編」と「個別監査業務編」とに大別した上で、各項目ごとに、「着眼点」「検査結果の概要」「求められる対応」の順で解説したうえで、事例を紹介している。
- 例えば「29年版事例集」において、品質管理編「業務管理体制」では、21頁参照
 - 着眼点
 - 検査結果の概要
 - 求められる対応
 - 関連する事例

期待水準の提示（続）

- 同じく「29年版事例集」の個別監査業務編「グループ監査」に関しては、103頁参照
 - 着眼点
 - 検査結果の概要
 - 求められる対応
 - 関連する事例

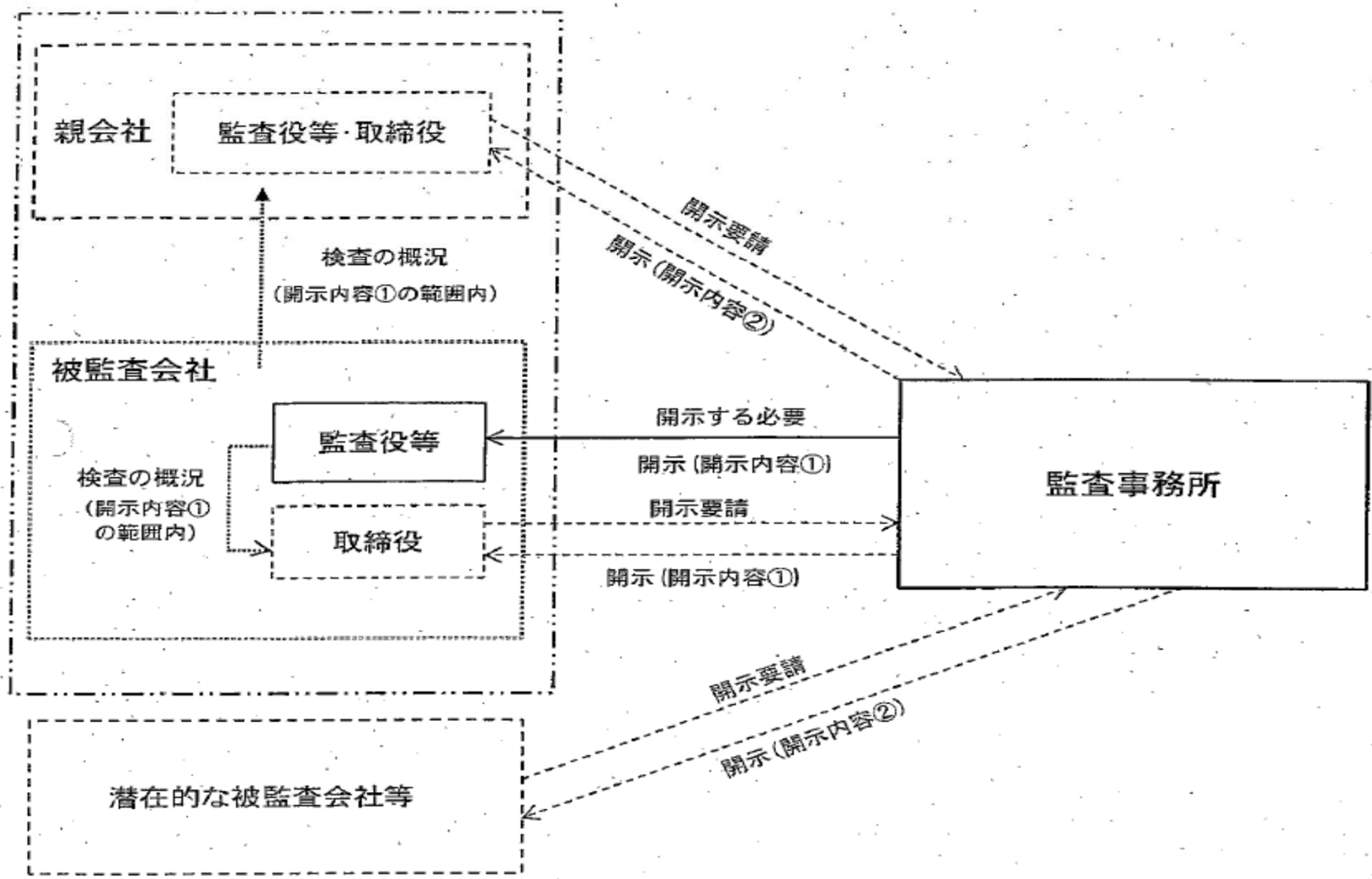
監査役等への情報提供の強化

- 従来、監査役等にフィードバックされる情報は、基本的に、監査事務所検査結果事例集のみであったが、近年、審査会は、監査役等へのより良い情報提供に努めている。
 - 検査結果通知書
 - モニタリングレポート

検査結果等の第三者開示の取り扱い

- 平成27年4月以前
 - 検査結果及び検査関係情報は、日本公認会計士協会の品質管理委員会に提出する場合を除き、審査会の事前承諾なしに第三者に開示してはならない、としていた。
- 平成27年4月以降（4月17日、6月11日）
 - 監査役等とのコミュニケーションを強化する観点から、検査結果等を審査会の事前承諾なしに開示できる対象範囲を拡大・明示した。

検査結果等の開示に関する取扱い



開示内容の拡充

- 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）
 - 検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検査先に対して伝達されることが重要であることから、平成28事務年度においては、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」について、総合的な評価、品質管理態勢に関する評価、個別監査業務に関する評価及び審査会からのメッセージに区分して記載し、検査先に交付することとした。
- （『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成29年6月）

第三者開示に関するQ&A ～審査会ウェブサイトより～

- 被監査会社の監査役等が、会計監査を実施した監査事務所から、同監査事務所に対する審査会の検査結果等の伝達を受けた場合において、当該監査役等が同社の取締役や同社の親会社の監査役等及び取締役に対して、伝達を受けた検査結果等を伝えることは、検査結果等の第三者への開示に該当するのか。
 - 監査事務所より伝達された検査結果等を伝達された範囲内で、被監査会社の取締役等に対して、その職務の一環として報告する等することについては、第三者への開示には該当しないものと考えられます。
- 被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することは、問題ないか。
 - 従来より、監査事務所が被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の監査役等以外の被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することについては、運用上、差支えないとしてきたところです。

モニタリングレポートの公表について

平成29年7月26日

公認会計士・監査審査会

- 審査会では、監査及び会計の専門家だけではなく、一般利用者に対しても、監査事務所の状況等についてできるだけ分かり易い形で情報提供することとし、昨年7月に「監査事務所の概況（平成28年版モニタリングレポート）」を作成、公表しました。
 - 本年版では、データをリニューアル、追加し、更に、検査や報告徴収など最近の審査会のモニタリング活動を通じて入手した資料、情報を盛り込むなど、記載内容の大幅な充実を図り、一般の方々にも利用し易いようにしております。

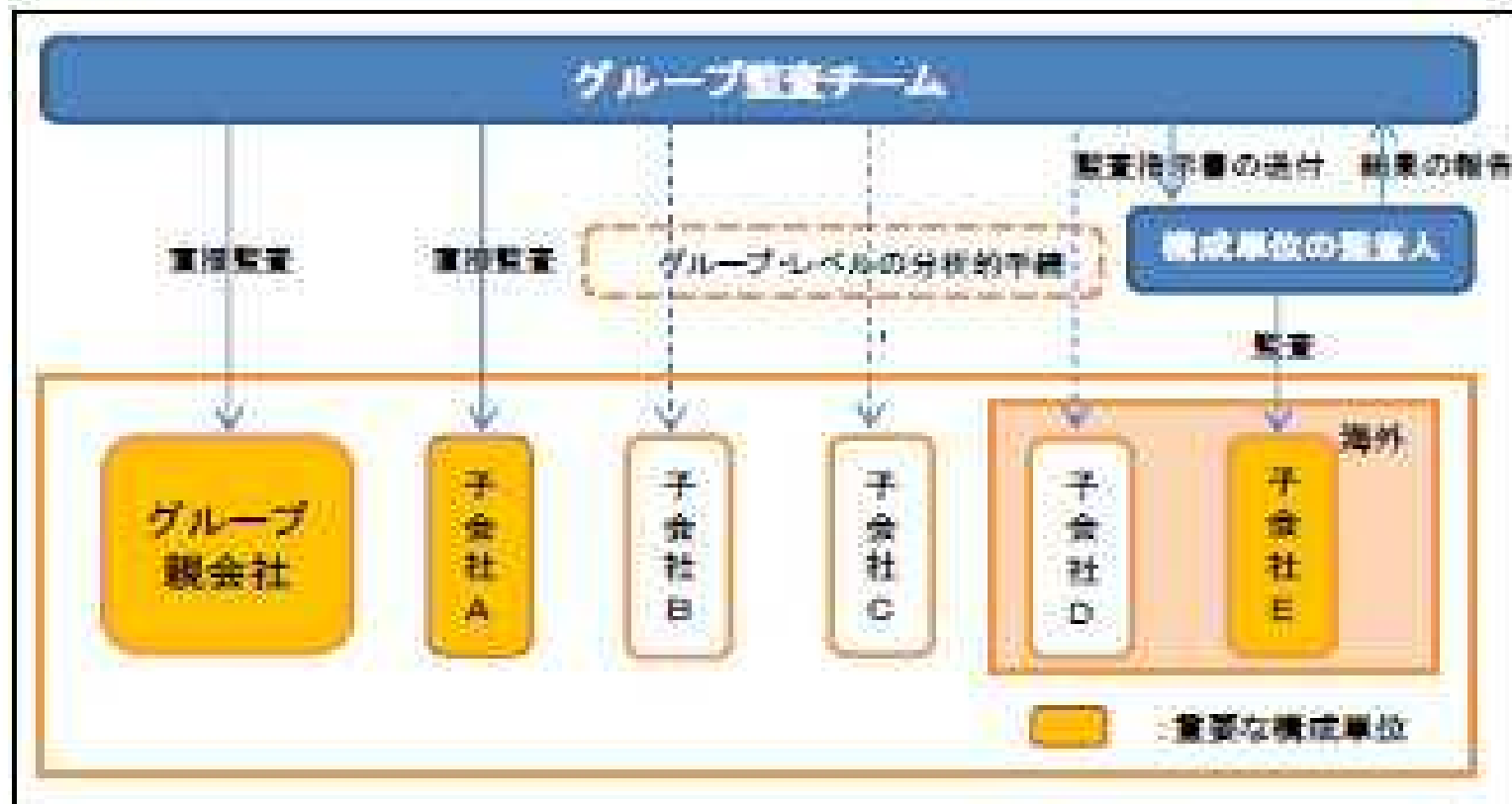
例示：グループ監査

- 近年、多くの企業が海外に進出し、現地国において事業を展開している。しかしながら、海外子会社の管理態勢の構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異の対応など、企業が対応すべき課題は多く、重要な会計不正が海外子会社で発生する事例も見受けられる。そのため、グループ監査の重要性は増加しており、審査会でも検査の重点対象としている。ここでは、グループ監査の概要及び監査手続きについて説明する。
 - ① グループ監査の概要
 - ② 重要な構成単位の決定
 - ③ 重要な構成単位に関する監査手続

(「平成29年版モニタリングレポート」75-7頁)

一般的なグループ監査手続の概要

図表Ⅱ-5-6<一般的なグループ監査手続の概要>



(「モニタリングレポート」75頁)

グループ監査の取組事例

- 大手監査法人の中には、重要な構成単位以外の構成単位に問題が発生し、結果として財務諸表の訂正事件となった事案などを受けて、重要な構成単位の選定の際には、金額基準といった量的な重要性のみでなく、質的な重要性も勘案する必要があることを研修により強調している事例があった。

(「モニタリングレポート」76頁)

グローバル経済における監査品質 向上への取組み

世界における監査監督機関の設置

- 2000年代初頭、エンロン事件（2001年）、ワールドコム事件（2002年）など大規模な不正会計事件の発生を受けて、公的な監査監督機関の設立の重要性が世界的に認識された。
 - 米国では、サーベンス・オクスリー法に基づき2002年にPCAOBが設立されたが、その後、2003年にはカナダにCPAB、フランスにH3C、2004年に英国にFRC、我が国にもCPAAOBが設立された。

審査会発足時の記者会見

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
 - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度ないし公認会計士の仕事と...
(続く)

審査会発足時の記者会見（続）

- の間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄...審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。
 - この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め...財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく...

（2004年4月22日審査会記者会見より）

監査の意義とその有用性

～IAASB議長の見解～

「外部監査は、財務情報の品質と信頼性、財務報告及び開示に対する公共の信頼性、ひいては、国内経済や世界市場の効率的な運営を支えるものである。

したがって、外部監査は規制・監督に関わるインフラの重要な要素であり、公益に大きく関わるものである。

また、監査は、監査の誠実性（integrity）と品質に対する社会の信頼があってはじめて、有用性を発揮できるものであるため、経営者、監査委員会、規制当局、一般市民等を含む利用者にどのように認識されるかということも重要である。」

（シルダー「監査品質のさらなる向上にむけて」『会計・監査ジャーナル』
2011年4月号、31-32頁）

監査品質は監査人ひとりの問題ではない

- 監査品質は、監査人だけでなく、監査委員会、規制当局、一般市民等を含む監査の利用者の間の相互作用によって影響を受けることにも留意する必要がある。

(シルダー「監査品質のさらなる向上にむけて」)

重要度を増す監査役等と会計監査人との連携

- 社外の方は勿論ですが、特に社内出身の皆様に理解していただきたいのは、「監査役は社長の部下ではない」ということです。執行サイドと緊張感のある関係を保ちながら、経営監視に努めることが監査役の基本的な役割となります
- 近年、特に重要度が増しているのは、会計監査人との連携です。皆様もご存知のように会計不正事件が度々発生しており、会計監査の実効性の確保が強く求められています。会計監査は、会計監査人だけが行うものではなく、（続く）

重要度を増す監査役と会計監査人との連携（続）

- 監査役等も会計監査に携わる者として、会計監査人と協力して、会計監査の実効性を確保する必要があります。…最近では、子会社や海外拠点での不適切な会計処理が大きな損失につながるケースも増えていますので、子会社を含めた企業集団全般に関して、会計監査人としっかりとした連携を図ることも重要です。…
- 近年は、会計不正に限らず、データ偽装、情報漏えい等の企業不祥事が世間を騒がせていますが、監査役等には、平時の活動を通じて（続く）

重要度を増す監査役と会計監査人との連携（続）

- 不祥事の兆候を感知した場合には、迅速に適切な行動を取ることが求められます。…一般的には、他の監査役等、会計監査人や弁護士等の専門家、場合によっては取締役会とも情報を共有し、連携しながら、対応していくこととなります。
- 監査役等は、健全な懐疑心を持ち、時に経営陣と対峙するだけの覚悟を持たなければなりません。

（「月間監査役」2017年8月25日号、日本監査役協会
広瀬会長ご挨拶より）

監査監督国際機関の東京本部

～日本経済新聞、2016年4月22日～

- 萩生田光一官房副長官は、22日午前の記者会見で、国際機関IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）本部事務局の東京設置が決まったことに関し「日本の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターの地位向上の観点から極めて重要だ」と述べた。
 - 日本は金融庁などが外務省と連携し、誘致活動を進めていた。

内閣官房長官記者会見（平成28年4月22日午前）

- 今般、公認会計士・監査法人等を監督する各国・地域の当局で構成されるIFIARの常設事務局を東京に設置することが、ロンドンで行われた同機関の本会合で決定をされました。IFIARの常設事務局を東京に設置することは、我が国の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要であると考えます。したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。...我が国としては、IFIARの常設事務局が東京に設置された後も、IFIARが今後一層、国際機関として発展・成長し、グローバルな監査の質を高めていくことができるよう、積極的に貢献していきたいと考えます。

IFIAR事務局東京設置とわが国への期待

- 日本にとって、IFIAR事務局の招致が最終ゴールではない。
 - IFIAR事務局が東京に開設されたならば、IFIAR関連会合が定期的に東京で開催される見通しであり、要人との意見交換の機会も一層増える。これを契機として、日本国内の会計・監査に関連する組織および専門家が、監査に関する国際的な課題や議論の状況を認識しつつ、わが国の会計監査の質の更なる向上を目指して、議論を深めていくことが期待される。

（「監査監督機関国際フォーラム2017年に
東京で常設事務局を始動」より）

IFIAR事務局長

- カール・レナー（Carl Renner）氏
- 豪州勅許会計士。2017年4月より現職。

「IFIARは、日本企業に対する規制・監督権限を持たない（が）…日本企業の経営者や監査委員会メンバー、会計士や投資家らと我々が対面による情報交換の場を持つことは、双方にとって大きなメリットになるだろう。」

（日経産業新聞、2017年8月2日より）